

(趣旨)

第1条 北杜市発注の建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する場合における取扱いについては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)、北杜市財務規則(平成16年北杜市規則第50号。以下「財務規則」という。)及び北杜市建設工事執行規則(平成16年北杜市規則第158号)その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第182条の公告において指定した期日までに成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならない。ただし、電子入札システムを利用して行う入札(以下「電子入札」という。)にあっては、電子入札システムにより、公告に示す日時までに契約担当者に提出しなければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金を北杜市指定金融機関に納付し、又は当該入札保証金に代わる担保を契約担当者に提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金を納付し、又は当該入札保証金に代わる担保を提供する場合は、次に掲げる書面を入札前に契約担当者に提示しなければならない。

(1) 入札保証金について北杜市指定金融機関に納付した場合 保証金保管証書預り証

(2) 入札保証金に代わる担保について会計管理者に提出した場合 保管有価証券預り証

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその預り証と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場(以下「設計図書等」という。)を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、工事箇所ごとに所定の様式により作成し、必要な事項を明記し、かつ、所定の箇所に押印し、所定の時刻までに提出しなければならない。訂正したときは当該訂正箇所に押印しなければならない。ただし、電子入札により入札に参加しようとする者(以下「電子入札参加者」という。)は、電子入札システムに必要な事項を入力し、入札書受付締切日時までに当該システムにより提出しなければならない。

3 電子入札参加者の中に、契約担当者の承諾を得て、紙媒体により電子入札に参加しようとする者は、契約担当者に所定の様式を持参又は書留郵便により提出するものとする。この場合において、入札書受付締切日時までに到達しない入札書等は無効とする。

4 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって契約担当者においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして市長が定めるものをもって提出することができる。この場合において、封筒の仕様は二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札工事名及び入札日時を記載して契約担当者あて親展で提出しなければならない。

5 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは無効とする。

6 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に対して他の入札参加者の代理をすることはできないものとする。

8 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできないものとする。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、辞退届の提出をもって当該入札を辞退することができる。ただし、辞退届を提出せず当該入札に参加しないときは、当該入札において失格者として取り扱う。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、別に定める様式による入札辞退届を契約担当者に持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)するものとする。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとする。

(3) 電子入札参加者は、原則的に電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 市長は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において、入札参加者が1者となった場合、当該入札は取りやめるものとする。また、予定価格が事前公表の指名競争入札において、予定価格の範囲内の入札参加者が1者となった場合も、当該入札を取りやめるものとする。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者又は当該入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札

(4) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札)

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(9) 失効事由が生じている電子証明書、電子入札システムに不正に登録した電子証明書及び開札時に有効期限が切れる電子証明書を用いてした入札

(10) 積算内訳書の提出を求められている場合において、積算内訳書を提出しなかった者のした入札又は積算内訳書と入札書の金額が異なる入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(再度入札等)

第10条 開札をした場合において各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、又は最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、電子入札にあっては、契約担当者が指定する日時において電子入札システムにより再度入札を行うものとする。

2 最低制限価格を設けた場合においては、最低制限価格未満の入札をした者は再度入札には参加できないものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、電子入札にあっては、電子入札システムに内蔵された自動くじをもって落札者又は落札候補者の順位を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を契約担当者に提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合については、第3条第2項の規定を準用する。

3 落札者は、[第1項](#)の規定により契約保証金を納付する場合には、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関等が交付する領収書の写しを契約担当者に提出しなければならない。

4 落札者は、[第1項本文](#)の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合には、当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により会計管理者に納付し、会計管理者が交付する保管有価証券預り書の写しを契約担当者に提出しなければならない。

5 落札者は、[第1項](#)の規定により提供する契約保証金に代わる担保が指定金融機関等(出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関又は[公共工事の前払金保証事業に関する法律\(昭和27年法律第184号\)第2条第4項](#)に規定する保証事業会社をいう。)の保証である場合には、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(工事履行保証契約)

第13条 落札者は、[前条第1項ただし書](#)の場合において、契約保証金の納付の免除が[財務規則第165条第2号](#)に該当する場合によるときは、契約書案の提出と同時に、当該保証契約に係る保証証書を契約担当者に提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第14条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第15条 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約書(請負代金が130万円を超えない場合は、請書とすることができる。)を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が[前項](#)に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(工事の着手)

第16条 落札者は、契約締結後直ちに工事に着手しなければならない。ただし、契約担当者が指示した場合、契約担当者の承諾を得た場合又は別に定めた[北杜市建設工事余裕期間制度の試行に係る事務処理要領\(令和3年北杜市告示第7号\)第3条](#)に規定する余裕期間制度の対象工事を選定した場合はこの限りでない。

(異議の申立て)

第17条 入札した者は、入札後、この[入札心得](#)、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。